本号で公布された法令のあらまし

◇株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（法律第一一三号）（内閣府本府）

1　機構の目的

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする株式会社とすることとした。（第一条関係）

2　設立等

㈠　機構は、主務大臣の認可により、一を限って設立される株式会社とした。（第三条及び第六条～第一二条関係）

㈡　預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこととした。（第四条関係）

3　管理

㈠　取締役等

機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第一三条関係）

㈡　定款の変更

機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第一五条関係）

4　業務

㈠　業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務等を営むものとするほか、対象事業者以外の事業者に対する助言を行うことができることとした。（第一六条関係）

(1)　対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は貸付債権の信託の引受け

(2)　対象事業者に対する資金の貸付け（対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限る。）、債務の保証、出資並びに事業の再生に関する専門家の派遣及び助言

(3)　債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分

(4)　出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

(5)　(1)から(4)までに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

㈡　支援基準

主務大臣は、東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事の意見を聴いて、機構が再生支援の決定及び債権買取り等の決定に当たって従うべき支援基準を定めることとした。（第一八条関係）

㈢　業務の実施

(1)　機構が業務を実施するに当たって必要な、支援決定、買取申込み等の求め、回収等停止要請、買取決定、買取申込み等期間の延長、出資決定、支援決定の撤回、債権の管理及び処分等の手続等について定めるとともに、機構が行ったことの概要についての公表、倒産法制の特例、資料の交付又は閲覧について定めることとした。（第一九条～第三二条関係）

(2)　機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画等を勘案した適正な時価を上回ってはならないこととするとともに、機構は、関係金融機関等と損害担保契約を締結することができることとした。（第二三条関係）

(3)　機構が対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該対象事業者の経営状況その他の事情を勘案しつつ、債務の一部を免除することができるとしたほか、被害の状況、経営状況等を考慮し、買取り後の一定期間、その弁済を猶予できることとした。（第二七条関係）

5　財務及び会計

主務大臣は、毎事業年度の予算、資金の借入等の認可等を行うとともに、政府は、機構の債務について保証契約をすることができることとした。（第三三条～第四〇条関係）

6　監督

機構は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督することとし、この法律における主務大臣は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とした。（第四一条及び第五六条関係）

7　解散等

㈠　機構は、4の㈠に掲げる業務の完了により解散することとした。（第四三条関係）

㈡　政府は、機構が解散する場合における債務超過の全部又は一部に相当する金額を補助することができることとした。（第四六条関係）

8　預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等

預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構が、機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うための業務の特例を設けることとした。（第四七条～第五五条関係）

9　関係施策及び関係機関との協力

機構は、産業活力再生特別措置法による支援施策との連携をとること、債権の買取価格の算定のために金融庁又は日本銀行に技術的助言等の協力を求めることができること、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行、特定認証紛争解決事業者及び認定支援機関との協力体制の充実を図ることとした。また、政策金融機関等及び融資等業務実施法人は、対象事業者に対する債務の免除等に協力するように努めることとするとともに、国、地方公共団体、機構、産業復興相談センター、産業復興機構その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととした。（第五九条～第六四条関係）

10　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第三四九号）（総務省）

1　東日本大震災に対処するため、文部科学省、厚生労働省及び環境省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第三五〇号）（文部科学省）

1　研究開発局に新たに参事官一人を置くとともに、原子力課の所掌する原子力損害の賠償に関する事務を参事官に移管することとした。（第七〇条、第七六条及び第七七条関係）

2　研究開発局に置かれる参事官のうち一人は、平成二六年三月三一日まで置かれるものとすることとした。（附則関係）

3　この政令は、公布日から施行することとした。

◇地域再生法施行令の一部を改正する政令（政令第三五一号）（内閣官房）

1　第二条中「第五条第二項第四号」を「第五条第二項第三号」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）第一〇条第一項第一号に掲げる規定の施行の日（平成二三年一一月三〇日）から施行することとした。

◇土地改良登記令の一部を改正する政令（政令第三五二号）（法務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）の一部の規定の施行に伴い、土地改良登記令（昭和二六年政令第一四六号）について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条、第七条、第八条第一項、第九条、第一〇条第一項関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二三年一一月三〇日）から施行することとした。